

市谷議員要望項目一覧

令和7年度12月補正分

要望項目	左に対する対応方針等
【政治とカネ問題】 ①裏金問題はまだ解決しておらず、政権や政治への不振が払しょくできないままである。全容解明と、パーティ券収入も含む企業・団体献金の全面的禁止を、政府及び国会に求めること。	昨今の政治資金パーティ収入に係る政治資金収支報告書への不記載の問題については、国において議論されるべき事項である。また、企業等による政治活動に関する寄附のあり方についても、政治活動の自由と密接に関連する重要な問題であり、国において議論されるべき事項である。
②鳥取県人事委員会が、県職員の給与及び期末・勤勉手当の引上げを勧告した。民間平均より低い県職員の給与・手当の引き上げは当然だが、知事など特別職は、現状でも報酬が高いことから、物価高で苦しむ県民の生活実態に鑑み、引き上げではなく、引き下げを実施すること。	知事等特別職の給与については、「鳥取県知事等の給与に関する有識者会議」に意見を聞いた上で、県内民間給与の実態に基づく人事委員会勧告を踏まえた一般職の職員の給与改定に準じた改定を行っており、本年度も同有識者会議の意見を踏まえて改定を検討していく。
【物価高対策・賃上げ・中小業者支援】 ①国民の圧倒的世論となっている消費税減税の実現にむけ、早期に議論を開始し、減税を実施するよう、国に求めること。行き過ぎた大企業優遇減税や富裕層への減税を解消すれば、消費税5%減税の財源は作れる。	少子高齢化の急速な進展や国・地方ともに極めて厳しい財政状況の下で、国民が安心し、希望が持てる社会保障の実現が求められていることを踏まえ、社会保障費の安定財源の確保は喫緊の課題であり、消費税率引下げを国に求めることは考えていない。
②障がい者就労支援事業所は、報酬改定は3年に一度であり、昨今の物価高騰や最賃引き上げに対応しづらい状況がある。9月末で終了している福祉・医療・保育施設の物価高騰対策を9月に遡って継続・実施すること。障がい者の賃上げ・工賃引き上げに直接支援すること。	物価高騰対策については、令和7年8月に国に対して対策を講じるよう要望するなど継続した要望を実施しているところであり、引き続き、国の動向等を踏まえて必要な支援を検討する。 就労継続支援事業所利用者の賃金・工賃は、生産活動の利益から支払わなければならないと厚生労働省令に規定されている。 また、就労継続支援事業所における会計区分は生産活動会計と福祉事業活動会計で明確に区分されており、自立支援給付費と同様、国及び県からの補助金は、生産活動会計に該当する生産活動により生じた収入ではなく、福祉事業活動会計収入に該当することから、賃上げ・工賃引上げを目的として直接支援を行うことは法令の趣旨に反するため、実施することは考えていない。

要望項目	左に対する対応方針等
③賃上げ支援について、国も県も生産性向上のための設備投資等を支援しているが、例えば飲食店や接客業、小売店、障がい者就労支援事業所では、制度利用に結び付きにくく、むしろ雇用削減につながる危険性がある。大企業はこの10年で利益が2倍、労働分配率は51年ぶりの低水準であり、本来国が、大企業の利益を賃金に還元させる役割を果たすことが求められている。大企業の内部留保に時限的に課税をして、それを財源に、国が中小企業への賃上げ直接支援をするよう求めること。	賃上げは、生産性向上を通じて企業の経営力を高めるための取組と両輪で進めるべきものであり、県では「持続的な賃上げ・生産性向上支援補助金」や「中小事業者賃上げ応援資金」により、賃上げに取り組む県内中小企業者を継続的に支援しており、直接支援のような一時的な対策の実施は考えていない。 持続的・構造的な賃上げを実現するには、一時的な支援に依存せず、事業者が賃上げに必要な原資を持続的に確保できる生産性向上への支援、原材料費、エネルギー価格、労務費等の上昇をカバーできる適正な価格転嫁等に正面から取り組むことが必要と考える。 なお、国に対しては、労務費等を含む取引価格の適正化の促進、生産性向上に係る取組支援などを拡充・強化するとともに、持続的な賃上げにつながる施策を国の責任で行うよう、継続して要望している。
④コロナ融資の本格的返済が始まりつつあり、借り換え融資制度も整えられてはいるものの、物価高のもとで返済の苦労が続いている。未制定5県（山梨県、京都府、兵庫県、岡山県、鳥取県）となった、制度融資の保証協会の代位弁済に対する求償権放棄条例を制定すること。	コロナ融資については、金融機関の協力を得て融資の金利据置措置を実施しているほか、整備した借換資金制度の活用も進み、概ね順調に融資残高が減少している。 また、物価高騰等による新たな資金需要に対しても、市町村と協調した地域経済変動対策資金による最大3年間の無利子化を継続するなど、必要な資金繰り支援を都度打ち出しており、代位弁済が大きく増加している状況にはない。 なお、制度融資の保証協会の代位弁済に対する求償権放棄条例は、代位弁済となった損失補償付制度融資について保証協会が債権回収した場合に、都道府県がその回収された納付金の一部を保証協会から受け取る権利の放棄について、議会で審議することなく包括的に放棄する手続きを定めたものである。 本件に限らず、本県としては権利の放棄は地方自治法の趣旨に則り議会で個別に審議いただくべきものと考えており、審議を省くための手続を設けることは考えていない。
【社会保障の削減許さず、充実を】 ①米子市では、障がい者のサービス個別支援計画（利用計画）を立てる相談支援員が不足しており、計画立案に2～3か月かかり、支援サービスがすぐに受けられない事態となっている。「セルフプラン」で代用し、支援サービスに結び付けている自治体もあると聞く。支援計画が立てられないがために、障がいのある方が必要な支援を受けられない事態が起きてはならず、必要な支援が受けられるよう、市町村等関係機関と協議し、対応すること。	相談支援専門員の不足に関する状況について、米子市からは、急な事業所の廃止で一時的に不足しているが、他の事業所の相談員の増員により徐々に改善の見通しが立っているとお聞きしている。 また、相談支援専門員の確保に関しては、相談支援専門員を新規又は追加配置する事業所に対して、その配置に係る人件費の一部を県と市町村の協調により支援し、県内の相談支援体制の充実を図っている。 今後も、市町村等関係機関と連携しつつ、県内の障がいのある方が円滑に障害福祉サービス等を利用できる環境を整備していく。

要望項目	左に対する対応方針等
②医療費 4 兆円の削減方針・11 万の病床削減方針の撤回を国に求めること。また、国による 2026 年度～2028 年度にかけて実施されようとしている「新・地域医療構想」は、医療機関の再編・削減を地方自治体や医療機関に求めるものであるが、新型コロナの際には病床不足が生じ、人口が減少しているとはいえ高齢化が進み、むしろ病床数の確保が必要な状況が鳥取県ではあると考える。医療費削減や経済効率を優先にした病床削減の考え方は、地域医療を崩壊させ、人口減少にも拍車をかけることになる。「新・地域医療構想」導入の強制を許さないこと。物価高や賃上げに対応し、病院経営が十分に成り立つ、診療報酬の抜本的増額を国に求めること。	「経済財政運営と改革の基本方針 2025」において、新たな地域医療構想に向けた病床削減が盛り込まれているところであるが、具体的な削減病床数や本県の病床削減数が示されたものではなく、地域の実情に応じた医療需要に対する医療提供体制が確保されるよう慎重かつ丁寧に議論を進めることを既に国へ要望している。 新たな地域医療構想は、医療機関の再編や削減ありきで進めるものではなく、医療・介護の複合ニーズ等を抱える 85 歳以上の増加や医療従事者確保の制約等を背景とする 2040 年頃を見据え、これまでの入院医療だけでなく、外来・在宅医療、介護との連携等を含めた医療提供体制全体の課題解決を目指していくものである。現在、新たな地域医療構想が盛り込まれた医療法等の一部を改正する法律案が国会で継続審議中であるが、国は地域医療構想について、「地域医療構想の推進の取組は、病床の削減や統廃合ありきではなく、各都道府県が、地域の実情を踏まえ、主体的に取組を進めるものである。」との考え方を示している。 なお、県では、新たな地域医療構想においても、地域の実情を踏まえた主体的な取組が進むよう、十分な技術的、財政的支援を行うよう既に国へ要望している。加えて、物価・人件費高騰により、医療機関は厳しい経営を強いられていることから、臨時的な診療報酬の改定や基盤整備に対する支援などを既に国へ要望している。
③OTC 類似薬の保険外しをやめるよう、国に求めること。もし仮に導入された場合、子どもの医療費は完全無料化となるよう、県が保険外となった薬代を補填すること。	OTC 類似薬の保険給付の在り方の見直しについては、令和 7 年末までの予算編成過程で国において十分な検討を行うとされたものである。検討にあたっては、医療機関における必要な受診を確保し、こどもや慢性疾患を抱えている方、低所得の方の患者負担などに配慮するとされている。 OTC 類似薬の保険給付のあり方を含め社会保障制度改革については、現在、国の社会保障審議会（医療保険部会）等の場において議論されており、県としては、これら国での議論や検討の状況を注視していく。
④来年度からの「子育て支援金」の医療保険料上乗せ徴収の導入を止め、国が子育て支援の財源に責任を負うよう求めること。もし導入された場合は、国保や後期高齢者医療保険料に上乗せ徴収される「子育て支援金」は、県民に負担させるのではなく、県が負担すること。	子ども・子育て支援金制度については、国民の理解が十分得られるよう、支援金の目的や使途、負担の在り方等を国の責任において丁寧な周知広報を行うことを令和 7 年 8 月に国に要望した。同制度は、社会連帯の理念を基盤に、こどもや子育て世帯を全世代・全経済主体が支える安定財源確保の仕組みであり、その費用を県が負担することは考えていない。

要望項目	左に対する対応方針等
⑤国民健康保険料は、納付金の統一に向け、医療費部分を市町村で分かち合う仕組みが導入されたが、今からでも中止すること。また納付金統一に向け、納付金の医療費部分が増える市町村に県が特別交付金で補填するが、負担増部分をすべてカバーすること。市町村国保料が上がらないよう、県が独自支援すること。また紙の保険証を3月末以降も利用できるようにし、資格確認書は全員に自動送付すること。日本共産党の質問主意書に対し政府が、国保料の滞納があっても生活困窮の場合、市町村判断で窓口負担を10割ではなく3割にできると答弁している。改めて市町村に徹底すること。	少子高齢化により、国民健康保険の被保険者数は減少しており、特に小規模保険者においては高額医療費の発生等による保険料への影響が大きいことから、医療費を県全体で支えあう仕組みとするために、納付金ベースの統一を段階的に行うことで全市町村が合意したものであり、中止は考えていない。 令和7年度から新たに設けた特別交付金の交付基準は、将来的な保険料水準の統一に向け、市町村間の医療費水準の格差縮小（平準化）することを目的に設けたものであり、納付金算定方法の見直しによる増加分を直接補填するものではない。 また、納付金ベースの統一は、医療費を市町村単位から県単位で支え合う仕組みに変更することにより、保険料の変動を抑制し、市町村国保の財政運営を安定させるため、納付金ベースで統一することとしたものであり、特段の支援は考えていない。 医療保険制度の基本部分である健康保険証の在り方は国において検討されるものであり、廃止された健康保険証の復活及び資格確認書の自動送付を国に要望することは考えていない。 令和7年10月17日付けで国から「国民健康保険の保険料（税）を滞納している世帯主等に対する措置に関連する取扱いについて」の事務連絡があり、同月20日付けで市町村へその内容を周知している。
⑥後期高齢者医療は、窓口負担が1割から2割に上がった方への配慮措置が9月末で終了し、10月から負担が増している。更に今国では、窓口負担の2割・3割の対象拡大が検討されているが、負担増に反対する事。また来年度は、2年に一度の保険料改定時期であり、保険料アップが懸念される。基金の活用及び増額により、保険料が上がらないよう手立てをとること。また、紙の保険証を3月末以降も利用できるようにし、資格確認証は全員に自動送付すること。	昨年9月に閣議決定された「高齢者社会対策大綱」において、後期高齢者の窓口3割負担（「現役並み所得」）の判断基準の見直し等については、現役世代の負担が増加することや、令和4年10月に施行された後期高齢者医療制度における窓口負担割合の見直し（一定以上所得のある者への2割負担の導入）の施行の状況等に留意しつつ、検討を進めるとされており、県としてはその検討状況を注視していく。 医療費の増加等があれば相応の保険料で賄うことが原則である。鳥取県後期高齢者医療財政安定化基金は予定した保険料収納率を下回って生じた収納不足や医療給付費の増加等に起因する財政不足について、資金の貸付・交付を行うために設置されているものであり、保険料抑制のために基金を活用することは特例的に認められているものである。 また、財政リスクのために基金に積増しするときは国、広域連合、県3分の1ずつの負担になるが、保険料増加抑制のための基金の積立てに対する国の負担は難しく、保険料増加抑制のための基金積立ては困難である。 医療保険制度の基本部分である健康保険証の在り方は国において検討されるものであり、廃止された健康保険証の復活を国に要望することは考えていない。なお、後期高齢者医療制度の全ての被保険者には資格確認書が送付されている。

要望項目	左に対する対応方針等
⑦訪問介護事業所の報酬が削減され、全国的に廃業・撤退が止まらない。削減された訪問介護事業所の報酬を元に戻し、充実するよう国に求めること。また、県の支援制度も充実し、赤字でなくても支援したり、訪問費用や人件費を支援し、事業所の存続や増設に結び付けること。	訪問介護に係る介護報酬の改定や訪問介護事業者への支援強化については、社会保障審議会介護保険部会、財政制度等審議会等において継続して議論されており、国に対しては令和7年8月に過疎地域の訪問介護サービス事業所に対する運営費の支援等、より一層の重点的な支援を行うよう要望したところである。また、知事会を通じて令和7年8月に令和9年度の報酬改定を待たずに訪問介護事業所を含む介護事業の経営安定を図るための制度設計を行うよう要望も行っている。 県独自の支援制度である、中山間訪問介護サービス緊急支援事業については、利用者が点在し、移動コスト等の負担が嵩む等の理由により、構造的に赤字経営にある訪問介護事業所の運営を支援し、地域の訪問介護サービスを維持することを目的に創設したものであり、赤字経営ではない事業所への支援は考えていない。なお、令和6年度に事業所への支援内容を拡充(500千円→1,000千円)している。
⑧介護保険の利用料の2割負担の対象拡大、ケアプラン有料化、要介護1・2の生活援助サービスの保険外し等が検討されているが、介護保険サービスの低下や自己負担増に反対すること。	介護保険制度の見直しについては、社会保障審議会介護保険部会、財政制度等審議会等において継続して議論されているところであり、引き続き、国の動向を注視していく。
⑨物価や賃金の上昇よりも年金を低く抑え、年金支給額を目減りさせるマクロ経済スライド制度の中止を国に求めること。	年金制度は、国において社会保障制度の中で検討すべき事項であり、県としてはその検討状況を注視していくこととし、国への要望は考えていない。
【子育て・教育】 ①令和3年8月に児童養護施設で発生した児童自死事案に対する二次検証が行われてきたが、その結果を速やかに公表すること。自死した児童の遺書に残されていた言葉を踏まえ、何が自死に追いやったのか、大人の責任を明確に示し、謝罪し、自死児童の名誉を回復すること。	令和3年8月に児童養護施設で発生した児童自死事案に関する二次検証委員会は、令和6年7月29日に第1回会議を開催、令和7年9月12日の第17回検証委員会をもって議論を終結し、二次検証報告書が取りまとまった段階である。 公表前に、亡くなった児童の遺族に対し、二次検証報告書の内容を丁寧に説明する必要があるため、現在、その対応中であり、この対応が終わり次第、速やかに二次検証報告書の内容を公表する予定である。
②学校給食の無償化方針を11月にも国が示すとしているが、その内容を明らかにし、足らざるところは県が補い、来年度から全ての小中学校・特別支援学校での給食無償化が実現するよう検討を開始すること。	給食無償化については、国に対し、早期に具体的な制度概要を示すとともに、物価が高騰した場合においても給食の質を担保できるよう、国の責任において確実に財源措置を行うよう要望していく。小中学校の給食については設置者である市町村がそれぞれの地域の実情に応じて実施されているところであり、県が負担をすることは考えていない。

要望項目	左に対する対応方針等
【農林水産業への支援】 ①国がコメの増産に舵を切ったが、ミニマムアクセス米の輸入枠を維持したままであり、またコメの民間輸入も増えており、政府が需給と価格の調整をしなければ、再び米価暴落となる可能性をはらんでいる。この間、備蓄米を大量に放出し備蓄量が激減しているが、財政審で意見が出ているようなアメリカ産米を備蓄米とするのではなく、国産米を再生産可能な価格で備蓄米として買い上げるなど、需給と価格調整を政府の責任で行うよう求めること。また、米価の市場価格がどうなろうとも、再生産可能な農家所得が得られるよう、国で所得補償制度を確立するよう求めること。また、国が実施しないなら、県で所得補償を行うこと。 ②水田活用交付金は制度の廃止・抜本的見直しが検討されているが、これまで水田転作を名目に、飼料用米・作物、小麦、大豆等が支援され、生産拡大に功を奏しており、いずれも必要な作物であることから、継続的に（毎年）、価格・所得的な支援を行うよう国に求めること。 ③鳥取市佐治町柵原の果樹園では、シカ防止の柵やネットは、冬は1・2メートル雪が積もるため、一旦取り外し、再設置が必要となっている。しかし、斜面地であり、高齢者にはとても危険である。国の設置支援は最初だけで、また、多面的機能支払交付金は集落で取り組まないと使えず、人口減少・高齢化した集落では使いづらい。柵の再設置に困難をかかえている個別農家に対し、個別に支援がいくよう、市町村と支援のあり方を協議し、具体的支援に結び付けること。	県では、国の責任において主食用米の需給及び価格の安定に向けた体制を構築すること、水田農業の経営安定化を図るため「水田活用の直接支払交付金」等の十分な予算を確保するとともに、水田政策の見直しに当たっては、地域の実情に配慮し、生産者が将来にわたって安心して営農に取り組むことができる制度とすることを令和7年8月に国に要望を行ったところである。 また現在、国が需要に応じた米生産に向けた各種制度の見直し、食料システム法に基づくコスト指標の作成等の検討をしていること、J A全農とつとりは農産物生産費統計を根拠に「生産費支払い」として概算金を設定していることから、所得補償制度の確立を要望することや、県独自での所得補償は考えていない。 鳥獣の侵入防止柵の取り外し、再設置については、鳥獣被害防止総合対策交付金の対象とならないため、地域ぐるみの取組として多面的機能支払交付金を活用し鳥獣被害対策に取り組む地域も多い。 鳥取市佐治町葛谷集落のように人手確保が困難な地域においては、県独自の「みんなで取り組む農山村保全活動支援事業」により、農山村ボランティア等の派遣を受けて実施している地域もある。 柵の取り外しや再設置に係る取組は、既に各地域で工夫しながら取り組まれているところであり、新たな支援制度の創設は考えていない。
【上下水道整備支援】 令和9年度以降「ウォーターPPP」導入を社会資本整備総合交付金の交付要件としているのは、国のアクションプランによるものであり、法的な義務付け・根拠はない。こうして国がPPP導入を強要していることは、財政力が弱く、非効率で民間参入が得づらい地方にとって、遅れている下水道整備を益々遅れさせることになりかねない。PPP導入要件の撤廃を国に求めること。下水道改築や整備できる交付金の国負担率を引き上げ、県も独自市支援を行う等して、埼玉県八潮市のような大事故が起きないように手立てをとること。	ウォーターPPP導入要件については、令和7年7月の全国知事会の国土交通・観光常任委員会委員長による要請活動において、「ウォーターPPPの導入を下水道管渠改築時の交付要件とすることについて、慎重に検討すること」を要請している。 下水道事業は地方財政法等において、改築等を含むその経費については経営に伴う収入をもってこれに充てなければならないとされており、県独自の支援制度を創設することは考えていない。 なお、令和7年6月に国が新たに策定した国土強靱化実施中期計画において、下水道施設も強靱化の対象とされ、当該計画において老朽化、耐震化及び浸水対策に必要な財源を安定的・継続的に確保することを令和7年8月に国に要望しており、引き続き要望していく。

要望項目	左に対する対応方針等
【大規模風力発電事業について】 鳥取市及び鳥取西部風力発電事業は、災害リスクが回避しがたく、地域住民の反対の意思も強く、江府町・伯耆町・日野町の3町長が計画中止の意思を表明した。再エネ設置の条件に自治体の意思を反映するしくみの導入を国に求めることはもちろんであるが、知事も中止の意思表示をすること。	県では、再生可能エネルギーの導入に当たっては、地元自治体や住民の理解を得ることが重要と考えており、平成30年度から継続して国に地元自治体や住民の意見が適切に反映される仕組みづくりを構築するよう要望してきている。 災害リスクに関しては、県として許認可権限を持つ森林法や鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例などにより、厳正に審査していく。
【住宅政策について】 ①鳥取県住宅供給公社に対し、県営住宅や市町村住宅の管理委託が行われている。公営住宅は、何らかの生活・住宅困窮がある方が入居対象となっているが、申し込みや問い合わせの際の公社の対応が、不親切、説明不足、配慮に欠ける対応がなされている場合がある。まずは対応の改善を求めること。そして、本来公営住宅の入居は行政が判断する事であり、申し込みや入居判断は行政窓口で行うこと。そうすることで、他の生活相談や生活困窮対策の事業にも総合的に対応することが可能となる。	県営住宅の入居については、入居取扱基準において、収入要件や世帯員の構成等について裁量の余地のない基準を定めており、公社はこれに基づき入居決定の手続きを代行しているものであるため、公社が独自に判断等を行っているものではない。 なお、公社の対応にご意見がある場合は、県に連絡いただければ必要に応じて指導し、改善する。
②「あんしん賃貸住宅」や「セーフティネット住宅」の斡旋を行う、鳥取県居住支援協議会の選任職員が、東・中部に1人、西部に1人と体制が弱い。人員体制確立のため県が支援すること。また、県居住支援協議会まかせでなく、県・市町村が丁寧に生活相談に乗ることが重要である。県・市町村の相談窓口の対応を充実すること。孤独・孤立対策での個別支援の検討という方法もあると考える。	あんしん賃貸相談員への過去5年間の相談件数は概ね横ばいから微減の傾向にあるものの、相談体制の充実のため、県が指定する居住支援法人にも相談業務を担っていただいている。今後も福祉・不動産事業者に居住支援法人への登録を働きかけ、相談体制の充実に努めていく。 また、孤独・孤立対策として、独居高齢者、障がい者、生活困窮者等の生活基盤となる住宅確保は重要であるため、県・市町村において自立相談支援機関等で住まいを含む生活相談や支援を関係機関と連携して行っているところである。令和7年度からは自立相談支援機関に「住まい相談支援員」を任意で配置できるようになったことから、市町村に活用事例を含め引き続き情報提供していく。
【交通・駅前整備について】 ①鳥取県東部のバス路線が見直され、例えば青谷町では、乗り継ぎが必要で不便になり、バス路線も継続されるか不安との声が上がっている。とりわけ中山間地域でのバスの縮小は、人口減少に拍車をかけることになる。今一度、人口減対策として、バス路線や便数を充実するよう見直すよう、市町村等と協議すること。運転手不足やバス車体の維持・更新に困難があるようであれば、県として支援制度を充実させること。	これまでも、利用状況やドライバー確保の状況等を踏まえ、各市町村において民間バス路線の再編や市町村営バスの運行、デマンド型を含めた公共ライドシェアの導入など、地域の実情を踏まえた公共交通の見直しが行われており、県では、バス運行・購入支援に加え、各市町村の多様な取組への支援を幅広く行うと共に、交通事業者のサービス供給力を維持する観点から、ドライバー確保への支援も行っている。引き続き、これらの支援を通じ、地域の実情に応じた市町村の取組や交通事業者によるドライバー確保の取組を後押ししていく。 【令和7年度当初予算】 ・地域バス交通等体系整備支援事業 346,182千円 ・コミュニティ・ドライブ・シェア（鳥取型ライド・シェア）推進事業 462,720千円

要望項目	左に対する対応方針等
②鳥取駅前地下道路の壁が、天井から床まで縦一直線に亀裂が入り、外側が見えるような状態であり、崩落の危険性を感じる。早急に対応すること。鳥取駅寄りの地下道入り口のアーケードは、夜電気がつかず、暗くて危険であり、電気をつけること。	鳥取駅前地下通路は、鳥取市に管理を移管している。当該箇所について鳥取市に確認したところ、亀裂の補修は対応済みであり、照明は人感センサー付きソーラー式照明灯を追加設置しているとのことだが、暗くて危険であるとの要望を改めて鳥取市に伝える。
【スパイ防止法について】 スパイ防止法の法案提出が狙われているが、戦前の治安維持法のように、国民を監視し、思想で差別し、戦争国家づくりに国民を動員するものである。反対すること。	「スパイ防止法」の内容が不明であるが、内容が外交防衛に関するものであれば、国の専権事項であり、国会での議論を注視することとしたい。